

はじめに

栃木県では、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」(H15.4.1)の制定及び「栃木県人権施策推進基本計画（改訂版）」(H23～27)の策定等をとおして、すべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現のため、人権尊重の社会づくりを総合的に推進しています。

県教育委員会は、これらの趣旨を踏まえるとともに、「栃木県人権教育基本方針」(H13.11.6 決定)に基づき、「とちぎ教育振興ビジョン(三期計画)」(H23～27)において、視点の一つ「人権尊重の精神をはぐくむ教育の推進」のもと、三つの施策である「人権教育推進体制の確立」、「人権教育指導者の資質・能力の向上」、「人権教育の充実と人権啓発の推進」に努め、人権尊重の精神の涵養を目的とした人権教育をすべての学校すべての地域において積極的に推進しています。

生涯学習課では、平成9年度から同和教育に参加体験型学習（ワークショップ）を取り入れた『社会同和教育指導資料』を作成しています。そして、人権教育に発展的に再構築された平成14年度からは、『人権に関する社会教育指導資料』として、参加体験型学習を中心に、指導の実践に向けた資料を作成してきました。

現在、我が国は、超高齢社会を迎えています。高齢者といっても、その実態は様々であり、高齢者を一概に「社会に支えられる存在」という固定観念でとらえるのではなく、経験と知識を生かした地域づくりの担い手とする意識への変換が求められています。また、その一方で、高齢者を狙った詐欺、高齢者への虐待等、高齢者的人権に関する問題も顕在化しています。

高齢者も含めたすべての世代が参画した、豊かな人生を享受できる超高齢社会の実現に向けては、高齢者に関する人権問題について理解を深めることが不可欠であることから、今年度は、高齢者に関する人権をテーマに資料を作成いたしました。

本資料が、社会教育の場面をはじめ、様々な学習の場で活用され、各市町において人権教育を推進する上で参考となることを期待しております。

平成27年3月

栃木県教育委員会事務局生涯学習課長 上田 裕司

目 次

はじめに

目次

編集の方針、本書の構成

第1章 「いくつになっても幸せな社会のために」

・高齢化に関する取組	1
・高齢者を取り巻く人権問題	3
・栃木県の人権教育の取組	4

第2章 高齢者を対象にしたアクティビティ

【アイスブレーキング】

2-1 こんにちは自己紹介	8
2-2 ジャンケンウェーブ	9
2-3 棒キャッチ	10
2-4 伝える 伝わる？	11

【メインアクティビティ】

2-5 あったか言葉のプレゼント	12
2-6 YES? NO? どっちにする??	14

2-7 人と人のつながりを考えよう～フィルムフォーラム「桃香の自由帳」～	18
--------------------------------------	----

2-8 高齢社会を生き生きと	22
----------------	----

第3章 様々な世代を対象にしたアクティビティ

3-1 おばあちゃんの気持ちを考えよう	26
3-2 振り込め詐欺? そのとき・・・	30
3-3 おじいさんの立場になって	34
3-4 あなたのジャッジは?	38

参考資料

資料1 人権に関する県民意識について～平成22年度「人権に関する県民意識調査」～

資料2 栃木県の地域課題について～平成24年度「地域課題に関する意識・行動調査」～

資料3 高齢者のための国連原則

参考文献、編集委員

編集の方針

生涯学習課では、平成9年度から参加体験型学習（ワークショップ）を中心とした人権教育の実践資料を作成し、社会教育や学校教育の関係機関に広く配布し、活用を推進しています。

本書は、以下の2つの編集方針をふまえ、高齢者対象事業、青少年教育事業や家庭教育支援事業等のすべての社会教育事業において人権教育の充実を図ることを目的に作成しました。

- 社会教育では、人権をテーマとした事業だけでなく、すべての事業を通じて人権教育を推進していくことが大切です。
- 超高齢社会を迎え、高齢者人口の占める割合が増加する中、共に社会を支える担い手として生きがいをもって生きていく環境をつくるためには、高齢者に関する人権教育の充実が必要です。

タイトルの「かがやき」は、人権に視点をあてた社会教育関係事業を行う際に参考としていただける資料のシリーズとして、平成24年度に作成した資料から使用しています。

本書の構成

第1章 いくつになっても幸せな社会のために

社会教育担当者が事業を企画・立案する際の参考としていくための理論編として、高齢化に関する現状と取組や、高齢者を取り巻く人権問題等により高齢者に関する人権を扱う必要性、また県教育委員会における人権教育の目的・内容、人権教育の推進方策をまとめました。

第2章・第3章 アクティビティ集

参加体験型（ワークショップ）による人権学習を実践する際に活用できるように、第2章は高齢者を対象にし自他の人権を尊重するためのアクティビティ、第3章は様々な世代を対象にした高齢者に関する人権問題について考えるためのアクティビティを掲載しています。

各アクティビティには、「ねらい」、アクティビティが効果的に実施できる「人数」や「時間」、実施のための「準備物」、「展開」、アイスブレーキングには加えて「気付いてほしい人権教育のポイント」が書かれています。

また、初めて人権学習を実施する担当者や指導者でも活用できるよう、進行役となるファシリテーターの言葉かけ例を掲載しています。

第2章、第3章のアクティビティを実践することで、お互いの個性や考え方を認め合い、また、高齢者に対する偏見や差別、思い込みを克服し、互いを支え合い、信頼の絆による地域づくりを目指しています。

アクティビティ例

参考資料

高齢者の人権について学ぶ際に参考となる資料を掲載しています。